

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成26年7月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地 区 名	工事完了年月日
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	西新田地区	平成26年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	浦谷上池地区	平成26年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	北内地区	平成26年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	西池地区	平成26年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	成願寺地区	平成26年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	室塚上地区	平成26年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	打越下池地区	平成26年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	天満地区	平成26年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	西行末地区	平成26年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	原下池地区	平成26年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業)	中新田上地区	平成26年3月10日